

消費税引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日から消費税及び地方消費税が5%から8%へ引き上げられ、令和元年10月1日から8%から10%へ引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

当町の令和2年度決算における社会保障施策関連経費への充当状況は以下のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 99,347 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,361,973 千円

【歳出内訳】 (単位:千円)

事業名	令和2年度決算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国道支出金	地方債	その他	引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分の市町村交付金)	その他	
社会福祉	社会福祉施設経費	4,028				591	3,437
	ぬくもりセンター施設経費	75,572			22,776	7,747	45,049
	ひとり親家庭等医療経費	5,006	1,091			574	3,341
	子ども医療経費	16,134	2,813			1,955	11,366
	重度心身しょうがい者医療経費	15,224	6,589		1,866	993	5,776
	高齢者福祉経費	184,172	27,433		328	22,952	133,459
	高齢者福祉施設経費	29,311	924		10,983	2,554	14,850
	介護支援経費	152,121	15,645			20,027	116,449
	しょうがい者福祉経費	272,039	204,569		38	9,895	57,537
	児童福祉総務経費	5,221	1,020		2,026	319	1,856
	子育て支援経費	43,571	11,502			4,706	27,363
	認定子ども園運営経費	312,176	198,638		5,413	15,867	92,258
	児童手当経費	91,868	78,253			1,998	11,617
	母子保健経費	22,961	424		35	3,302	19,200
小計	1,229,404	548,901		43,465	93,480	543,558	
保健衛生	地域保健経費	101,102	11,736		75,635	2,015	11,716
	予防経費	30,278	3,228		1,985	3,678	21,387
	保健センター管理経費	1,189				174	1,015
	小計	132,569	14,964		77,620	5,867	34,118
合計	1,361,973	563,865		121,085	99,347	577,676	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。